

令和2年8月市議会臨時会
副市長承認議案説明

承認議案につきまして、御説明申し上げます。

本日提案いたしました承認議案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定によりまして議会の承認をお願いするものでございます。

初めに、承認第7号 令和2年度長野市一般会計補正予算につきまして申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応関連事業といたしまして、6月30日に専決処分をいたしましたもので、歳入歳出それぞれ21億3,092万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,169億4,109万1千円といたしましたものでございます。

以下、その内容につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、総務関係では、市内で自主路線を運行しているバス事業者への支援に要する経費6,404万8千円、避難所、避難場所における感染予防対策及び一時的避難のための環境の整備並びに公共施設への感染予防用品の備蓄に要する経費1億5,300万5千円などを増額したものでございます。

民生関係では、低所得のひとり親世帯に対する「ひとり親世帯臨時特別給付金」及び市独自事業として児童扶養手当受給者への上乗せ支給に要する経費5億78万7千円、児童館及び児童センターにおける感染予防対策に要する経費1,029万3千円、保育所・認定こども園及びこども広場等の感染予防物資の整備などに対する支援に要する経費5,150万円などを増額したものでございます。

衛生環境関係では、「新しい生活様式」に関する普及啓発に要する経費 1,701 万 6 千円、感染に不安のある妊婦が主治医と相談の上で実施する P C R 検査に要する経費 1,375 万円、市内医療機関の感染予防物資等の整備に対する支援に要する経費 7,500 万円及びクラウドファンディングを活用した医療従事者への支援金に要する経費 1,000 万円を増額したものでございます。

農林業関係では、地域の直売所等で行われる収穫祭の支援に要する経費 1,000 万円を増額したものでございます。

商工観光関係では、各種団体や個別事業者等が実施する感染予防対策に対する支援及び「新たな生活様式」に移行するための取組み等に対する支援に要する経費 2 億 3,000 万円、旅行会社が実施する本市への誘客活動に対する支援及び本市に本店を有する旅行代理店が実施する感染予防対策の支援に要する経費 2 億 1,240 万円、本市の宿泊事業者が実施する感染予防対策や独自事業の企画・運営に対する支援に要する経費 6,290 万円、3 密を避ける体験を軸とした新観光プランを構築し、S N S 等によるデジタルプロモーションの実施に要する経費 5,000 万円、大規模集客施設でのイベント再開を促すための支援に要する経費 4,400 万円、市内経済の活性化のための切れ目ない催しの開催に要する経費 1 億円を増額したものでございます。

消防関係では、救急搬送時における救急隊員の感染リスク低減のための、感染防護衣等の追加配備に要する経費 550 万 4 千円を増額したものでございます。

教育関係では、児童・生徒の心のケアのため、フィールドワーク施設等における校外活動への支援及び修学旅行等における 3 密回避のためのバス増車等に要する経費 1 億 1,085 万 6 千円、市立小・中学校及び高等学校における、感染予防対策としての保健衛生用品の購入及び家庭での効率的な学習に用いる教材整備等に要する経費 1 億 6,535 万円、市立小・中学校の、準要保護世帯への臨時休校期間におけ

る給食費相当の支援に要する経費 3,062 万 2 千円、発表の機会を喪失しているアーティスト及びイベント事業者を支援するための Web フェスの開催に要する経費 1,700 万円などを増額したものでございます。

次に、歳入におきましては、これらの歳出に要する財源といたしまして、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金をもって充当したものでございます。

次に、承認第 8 号 長野市職員の特殊勤務手当に関する条例及び長野市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る作業に関し、国家公務員及び長野県職員に支給される特殊勤務手当の特例に準じて、本市職員に支給する特殊勤務手当の特例を定めることに伴い、改正したものであり、長野県と同じく保健所を有する本市といたしましては、県と整合を図って進めていく必要があることから、県の条例改正の県議会議決日に合わせ、7 月 3 日に専決処分いたしましたものでございます。

以上、承認議案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。